

経営に関する最新情報をお届けします！

経営トピックス

Management topics



新しくなった！
ものづくり補助金・持続化補助金

町田市経営診断協会 佐々木 浩子(中小企業診断士)

「ものづくり補助金」

http://portal.monodukuri-hojo.jp/common/bunsho/gaiyou_0417.pdf

中小企業・小規模事業者等が経営革新のための設備投資等に使える補助金です。

補助金額 100万円～1,000万円
補助率 ½(※特別枠・小規模事業者は%)

※「特別枠」とは新型コロナウイルスに対応するために、製品供給継続のための設備投資や、テレワークに必要なシステム構築を行う場合に補助率が½に引き上げられ、優先的に採択される制度です。第二回公募から設けられました。

○対象経費

機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、外注費、クラウドサービス利用料、原材料費、専門家経費等(特別枠のみ広告宣伝・販売促進費も認められます)

○事業期間

事業期間は約十か月間。

○申請要件

次の要件を満たす事業計画書を作成して、従業員に表明していることが申請条件です。従業員の賃上げが求められており、賃上げをしなかった場合は補助金の返還が求められることもあるので注意が必要です。

- ・付加価値額を年率3%向上。
- ・給与支給総額を年率平均1.5%向上。
- ・最低賃金を地域別最低賃金+30円

以上。

「持続化補助金」

<https://ri.jizokukahojokininfo/>

小規模事業者が商工会議所・商工会の支援を受けながら実施する、地道な販路開拓・生産性向上の取組を支援する補助金です。

補助金額 50万円・補助率%
ただし特定創業支援事業者や創業後間もない事業者は100万円まで、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業は10者・50万円までを上限として認められます。

○対象経費

機械装置費、広告費、展示会出席費、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、専門家謝金等、設備処分費、委託費、外注費

○事業期間

事業期間は約八か月間。

○申請要件

小規模事業者であって、商工会議所あるいは商工会の管轄内で事業を営んでいる企業・個人事業者であれば申請可能です。商工会議所の非会員であっても申請可能です。

持続的な経営に向けた経営計画の策定が求められています。

○加点対象

第二回締切の加点対象事業者は次のとおりです。
・新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも販路開拓に取り組む事業者。
・賃上げの計画を有し、従業員に表明している事業者。
・代表者が満六十歳以上で、後継者候補が補助事業を実施する事業者。
・生産性の向上(経営力強化)の取組を行っている事業者。

注意点

○補助金の申請には一定の要件があります。また申請回によって優先採択(加点)等の条件が変わりますので、申請の際には最新の公募要領をご確認ください。

○申請には申請書・経営計画の作成が必要ですが、これらには付加価値額等の経営指標を算出する必要があります。申請書作成や経営数字に慣れない事業者の方は商工会議所や金融機関、中小企業診断士の支援を受けることをお勧めします。

※2「付加価値額」=「営業利益」+「人件費」+「減価償却費」のこと。

詳しくは「中小企業生産性革命推進事業」をご参照ください。

<https://seisansei.smrj.go.jp/index.html#n01>

今後の公募予定

	公募締切
ものづくり補助金	令和2年8月頃
	令和2年11月頃
	令和3年2月頃
持続化補助金	令和2年6月5日
	令和2年10月2日
	令和3年2月5日

毎年2～3月ころになると中小企業向けの補助金の公募がかかります。ここ数年は経産省の補正予算として「ものづくり補助金」や「持続化補助金」が注目を集めていますので、活用された企業の方も多々あります。今年度はこれらの補助金が大幅にリニューアルされました。両補助金とも、通年の公募となり、また年度をまたいで使えるので、使いたいタイミングで申請できるようにになりました。